

●香川県監査委員公表第42号

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月22日

香川県監査委員 三谷 和夫
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

包括外部監査の結果に対する措置状況

香川県が保有・管理する財産とそれに関連する事務

1 有価証券

所管課	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
財産経営課	現物管理	株券を保有しない株式の公有財産としての区分を整理し、管理台帳に分類する必要がある。	これまで公有財産台帳の有価証券には、株券を保有する株式と株券を保有しない株式が混在していたが、平成28年度決算から、株券を保有しない株式については、全てを「出資による権利」に区分するよう運用を改め、公有財産台帳への登録を行った。

2 出資

所管課	出資先	指摘内容（要約）	講じた措置等
文化振興課	公益財団法人 置県百年記念 香川県文化芸術振興財団	財団に対し、指定正味財産から一般正味財産に振り替えていた理由を確認し、その内容を保管しておくべきである。	一般正味財産に計上した理由については、文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例（平成19年香川県条例第68号）の制定を機に積極的な事業展開を行うため、資産を計画的に取り崩しながら事業展開していく方針を決定したためであることを財団から聴き取り、その内容を保管した。
営繕課	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	出資による権利とされている団体について、運営状況が確認されていなかった。	平成28年度決算より、毎年度の事業報告、財務諸表、事業計画及び収支予算を確認することとした。
畜産課	公益社団法人 香川県畜産協会	出捐が負債である基金とされるのであれば、少なくとも2～3年ごとに、県が拠出する必要性について検討することが望まれる。	事業報告書や財務諸表などにより、団体の事業内容や財務状況を確認し、県の拠出の必要性について、関係団体と協議を行い、平成29年度中に県の方針を決定する。

3 債権

所管課	貸付先	指摘内容（要約）	講じた措置等
交通政策課	高松空港ビル株式会社	県から第三セクターに対する貸付金のうち、年度末に一旦返済させて債権として認識しない無利息の長期債権がある。	平成29年度をもって当該貸付を終了する。

4 無体財産権

所管課	名称	指摘内容（要約）	講じた措置等
観光振興課	うどん県関連商標	商標等の利用データ自体は、県で保管されているものの、適宜データを確認することはできず、適切な管理状況であるとはいえない。本来は、移行前に紙媒体にプリントアウトする、などの方法で保管されるべきであった。 適宜データを確認できるような管理体制を整備すべきであった。	平成29年11月に、「うどん県旅ネット」内にある商標利用の届出を、エクセルの一覧表に随時出力できるようシステムを改修し、容易に確認ができる管理体制にした。
瀬戸内国際芸術祭推進課	ART SE TOUCH I	瀬戸内国際芸術祭のロゴにつき、他の自治体からの使用許諾はあるものの、観光施設等でホームページを掲載している団体からは、申請書を入手していない。ロゴを使用許可している相手先について網羅的に把握できておらず、ロゴ管理が徹底されていない。今後は、全ての使用者に許諾申請を求めるとともに、許諾なく使用している者にも許諾申請を求める必要がある。	平成29年6月にロゴの使用基準、申請者の基準、申請手続について定めた「ART SE TOUCH I メインビジュアル・公式ロゴ使用規程」を策定し、全ての使用者に許諾申請を求め、許諾なく使用者によるロゴ管理を徹底することとした。